3　2の規定にかかわらず、4に規定する協議により両締約国が合意した遵守の基準を満たす貿易業者については、関税上の特恵待遇の一時的な停止を適用しない。

4　2に規定する認定を行った締約国は、他方の締約国に対し、この4に規定する協議の開始を正当なものとするための十分な情報（2(a)及び(b)の規定に関連する重要な事実の概要を含む。）を付して、当該認定を不当に遅滞することなく通報するものとし、また、両締約国が受け入れることができる解決を得ること並びにこの協定及び関連する関税法令に定める要件に関する遵守の基準に合意することを目的として、物品の貿易に関する専門委員会において他方の締約国との協議を開始する。

5　2に規定する認定を行った締約国は、最終決定を行う前に、全ての利害関係者に対し、関税上の特恵待遇の一時的な停止を適用する意図を通知し、及び当該利害関係者が自己の利益を擁護するための十分な機会を与えられることを確保する。当該一時的な停止は、利害関係者が当該認定を行った締約国に対し2(a)に規定する組織的な違反に関与していないことを客観的かつ十分に証明する場合には、当該利害関係者については、適用しない。

6　2に規定する認定を行った締約国は、4及び5に規定する手続の後、両締約国が4に規定する通報から六箇月以内に受け入れることができる解決に合意することができなかった場合には、3に定める例外に妥当な考慮を払いつつ、関係する産品について、この協定に基づく関税上の特恵待遇を一時的に停止することを決定することができる。その一時的な停止は、他方の締約国に対し不当に遅滞することなく通報する。

7　関税上の特恵待遇の一時的な停止は、違反に対処するために必要な期間（六箇月を超えないもの）についてのみ適用する。一方の締約国は、当該一時的な停止の終了に当たり当初の一時的な停止の原因となった状況が継続していると認定した場合には、他方の締約国に対し更新を正当なものとするための十分な情報を付して当該認定を通報した後に、当該一時的な停止を更新することを決定することができる。関税上の特恵待遇のいかなる一時的な停止も、当初の一時的な停止が行われた日から二年以内に終了させる。ただし、当初の一時的な停止の原因となった状況がそれぞれの更新の期間の終了に当たり継続していることが物品の貿易に関する専門委員会に対して証明された場合は、この限りでない。

8　適用された関税上の特恵待遇の一時的な停止は、物品の貿易に関する専門委員会において定期的な協議に付するものとする。

9　2又は7に規定する認定を行った締約国は、自国の内部手続に従って、4から7までに規定する関税上の特恵待遇の一時的な停止に関する通報及び決定についての輸入者に対する通知を公表する。

10　3に規定する貿易業者以外の貿易業者及び5に規定する利害関係者以外の貿易業者が、2又は7に規定する認定を行った締約国に対し、2(a)に規定する組織的な違反に関与していないことを客観的かつ十分に証明する場合には、当該貿易業者に対して関税上の特恵待遇の一時的な停止を適用してはならない。

11　この条のいかなる規定も、貿易業者又は利害関係者が、2又は7に規定する認定を行った締約国に対し、当該締約国の法令に従い6に定める措置により違法に被った損害の賠償を請求することを妨げるものと解してはならない。

第二・三十四条　物品の貿易に関する専門委員会

1　第二十二・三条の規定に基づいて設置される物品の貿易に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　専門委員会は、次の任務を有する。
(a)　この章の規定の実施及び運用について検討し、並びにこれらの監視を行うこと。
(b)　合同委員会に対して専門委員会の所見を報告すること。
(c)　合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3　専門委員会は、両締約国の代表者が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第二・三十五条　ぶどう酒に関する作業部会

1　第二十二・四条の規定に基づいて設置されるぶどう酒に関する作業部会は、前節及び附属書二―Eの規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　ぶどう酒に関する作業部会は、次の任務を有する。
(a)　第二・二十八条2に規定する自己証明に関する方法を採択すること。
(b)　第二・二十五条から第二・二十九条までの規定の実施を監視すること（同条の規定に基づく検討及び協議を含む。）。
(c)　附属書二―Eの改正を検討し、及びその改正に関する決定の採択について合同委員会に勧告を行うこと。

3　ぶどう酒に関する作業部会は、この協定の効力発生の日にその第一回会合を開催する。

第三章　原産地規則及び原産地手続

第A節　原産地規則

第三・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「養殖」とは、成育又は成長の過程において生産を高めるための関与（通常の備蓄、給餌、捕食生物からの保護等）により、種苗（卵、稚魚、幼魚、幼生、小魚その他幼生期の後も成魚ではない魚等）から水生生物（魚、軟体動物、甲殻類その他水棲無脊椎動物及び水生植物を含む。）を飼養することをいう。

(b)　「貨物」とは、一の輸出者から一の荷受人に同時に送付される産品又は一の輸出者から一の荷受人への輸送を扱う単一の運送書類（そのような書類がない場合には、単一の仕入書）の対象となる産品をいう。

(c)　「輸出者」とは、締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの（原産地に関する申告を作成する者に限る。）をいう。

(d)　「輸入者」とは、原産品を輸入する者であって、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求するものをいう。

(e)　「材料」とは、物又は物質であって、産品の生産において使用されるもの（構成要素、成分、原材料及び部品を含む。）をいう。

(f)　「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）をいう。

(g)　「関税上の特恵待遇」とは、第二・八条1の規定に従って原産品について適用する関税率をいう。

(h)　「産品」とは、生産によって生ずる物又は物質（他の産品を生産するための材料としての使用を目的とするものを含む。）をいい、前章に規定する産品をいうものと了解する。

(i)　「生産」とは、全ての種類の作業又は加工をいい、組立てを含む。